

⑥子ども居場所づくり活動支援助成（運営費・環境整備費）審査基準

【助成目的】

○子どもが、地域社会において思いやりと連帯意識に支えられ、安心して生活をおくることのできる福祉社会の実現のため、居場所づくりに取り組むボランティア活動を支援する。
※令和4年度から3年間の重点助成として実施します。

【助成対象者】

○三重県内の社会福祉協議会が設置するボランティアセンター等にボランティア団体として登録されており、子どもの居場所づくりを目的とした活動を行うボランティア団体。

例)・子ども食堂等で食事や食材を提供する団体

- ・学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のために、自主学習を支援する団体
- ・その他、家でも学校でもなく子どもが気軽に集える場を運営する団体等

【助成対象経費】

ボランティア団体が助成対象事業に掲げる活動に要する経費。（下表参照）

対象経費	対象費目
運営費 ※単年度1団体 1回	・食材費 ・消耗品費(単価5万円未満) ・賃借料 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・ボランティア行事保険加入費 等
環境整備費 ※3年間で1団体 1回	・備品購入費(単価5万円以上) ※什器購入費や機器類購入費等 ※付属備品に関しては、単価5万円以下も可とする。 ・建物の改修費。ただし、事業実施に最低限必要な改修に限る。また、建物の大規模な増改築等は対象外とする。 例)・棚などの増設費 ・食事提供のための台所改修費 ・安全のための手すりの取付費用費 ・回線工事費 等 ※営利目的で使用している店舗内や個人宅、賃借施設等での改修・改装に関しては、建物全体(外装・内装)の写真及び該当箇所の写真を添付すること。

(対象外の一例)

- ・過度に高価または貴重とされるもの(ブランド品等)

- ・嗜好品（酒・たばこ等）
- ・換金性の高い物（プリペイドカード等）
- ・人件費、報酬、謝礼
- ・その他事業実施に必要ないと判断されるもの